

受託単価規程

むつ小川原石油備蓄株式会社

第1条（目的）

この規程は、弊社が外部から受託し、又は請け負う業務(以下「受託等事業」という)の実施に必要な人件費の精算に適用する単価に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（総則）

1. 受託等事業の実施に必要な人件費の精算は、この規程に定めるところにより計算する。
2. 受託等事業の契約額は、この規程に基づき見積もる額による。ただし、当該受託等事業を委託又は発注する者の事情により、この規程に基づき見積もる額で契約を締結することができない場合は、委託又は発注する者と当社との間で協議することとする。

第3条（人件費）

1. 人件費は、当該受託等事業に従事する役員及び従業員（以下「従業員等」という。）の受託単価による。
2. 受託単価は、表1の金額を用いる。
3. 人件費の額は、当該受託等事業に従事する業務時間に受託単価を乗じて得た額とする。

付則 この規程は2023年4月1日から施行する。

表1 受託単価表

(円/時間)

年度 ランク	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
課長級	8,500	8,500	8,700	8,700	8,800
係長級	7,300	7,300	7,500	7,500	7,600
一般A	6,800	6,800	6,900	6,900	7,100
一般B	5,900	5,900	6,000	6,000	6,100
一般C	5,000	5,000	5,100	5,100	5,200
交替A	7,300	7,300	7,400	7,400	7,600
交替B	5,800	5,800	5,900	5,900	6,000
交替C	5,400	5,400	5,500	5,500	5,600

【従業員ランク毎の受託単価算出式】

$$\frac{\text{当該ランク毎の(1)人件費} + \text{当該ランク人員数} \times \text{一人当たりの(2)企業経営に必要な経費}}{\text{当該ランク全従業員の労働時間(年間理論総労働時間+時間外労働時間)}}$$

(1)人件費

- ①給与
- ②法定福利費
- ③退職給付引当金繰入額

(2) 企業経営に必要な経費

- ①税金
- ②役員報酬
- ③その他の経費

改訂を行った場合には公表を行う。

以 上